

保育闘争委員会ニュース 公的保育を守り拡充させよう

2011年
1月26日(水)
第22号

発行 = 東京自治労連保育闘争委員会 Tel.03-5940-7951 Fax.03-5940-7957 honbu@tokyo-jichiroren.org

幼保一体化ワーキングチーム、案提起

1月24日、第6回幼保一体化ワーキングチームが開催され、「幼保一体化について(案)」が提起されました。議論では一致点が形成されたとはいえ、2月に再度会議が設定されます。また、基本制度ワーキングチームの会議が1月27日に予定されています。今後の動向を注視するとともに、運動の一層の強化が求められます。

基本的な内容は次のとおり。※部分は解説。

- 幼保一体化し子ども園に一本化としていたが、子ども園、幼稚園、2歳児以下を対象とする保育所の並立を容認。※「新システム」導入の根拠の柱の一つであった「二重行政解消」断念、より複雑な制度に。
- 市町村は、幼児教育・保育の需要など見込み量、その確保の方策等を内容とする市町村新システム事業計画を策定する。幼児教育・保育の提供体制を計画的に整備する。
- 保護者に対する個人給付を基礎とし、施設の法定代理受領の仕組みとする。※低所得者に一定の配慮を行うとしているが、原則応能負担から応益負担になる。保育は完全市場化、民間保育所の運営も不安定化。
- 市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組み。
- 保護者が自ら施設を選択し、施設と契約する公的幼児教育・保育契約とする。施設に応諾義務を課すが、「正当な理由」がある場合は施設は断ることが出来る。定員を上回る場合は、建学の精神に基づく選考を認める。※保護者が施設探しで奔走する状況がうまれるとともに、施設側が子どもを選ぶことが可能に。
- 市町村は、保育需要が供給を上回る場合、必要に応じてあつせんする。一人親家庭、虐待事例、障害児など、優先的に利用を確保すべき子どもについて受け入れ可能な施設をあつせんする。入園できなかった子どもについて、必要な幼児教育・保育が保障されるよう、市町村に調整等の責務を課す。※市町村の保育の実施義務はなくなり、あつせん等の役割に。
- 給付については公定価格とするが、付加的な幼児教育・保育を行う施設には、上乗せ徴収を認める。徴収額の上限は設定しない。※所得によって水準が左右されることに。
- 幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合したこども指針を策定する。
- イコールフィッティングの観点から、施設の減価償却費相当額を給付費に含めての支給を検討する。※営利企業の施設建設への税金投入を可能にし、余剰金の用途緩和と合わせ、営利企業の大量参入をねらう。
- 客観的基準を満たした施設・多様な保育事業に財政措置を行う(指定制度)ことにより、多様な事業者の保育事業への参入を促進する。

埼玉県保育協議会など4団体共同で集いと「新システム」反対のアピール発表

1月17日埼玉会館で、埼玉県保育協議会、日本保育協会埼玉県支部、埼玉県私立保育園連盟、さいたま市私立保育園協会の保育4団体共催で「子ども・子育て新システムに危惧を抱き、児童福祉を守る埼玉県保育団体合同の集い」が開催され450人が参加しました。

集会で確認されたアピールの内容は次のとおり

- 1、「子ども・子育て新システム」は、市町村の保育実施責任を負っている現行法の制度崩壊につながるので反対します。
- 2、地方主権の名のもとに最低基準が引き下げられ、子どもの最善の利益が著しく損なわれる事を深くおそれます。
- 3、児童福祉法に基づく保育をサービスという概念で捉えることはできません。保育には子どもの命をはぐくむという、大切な使命があります。保育が商品・産業化され、営利の対象になることは、避けなければなりません。
- 4、直接契約により保護者は自己責任で保育所を探すこととなります。また、保育料については応益負担への道を開くものであり、保護者の負担増にもつながる恐れがありますので認められません。
- 5、幼稚園と保育所にはそれぞれのニーズに合わせて築かれた歴史があり、「幼保一体化」により、これを激変させる拙速な改革は、現場に混乱を持ち込むことになるので反対です。
- 6、保育所運営費の一般財源化は地域格差を生み出します。保育所の機能をよりたかめるために、公立保育所の一般財源化を見直し、あわせて保育所運営の財源は国の責任で確保することを要求します。また、民間保育所運営費の一般財源化（一括交付金化）に反対します。
- 7、恒久的財源の増額なき制度改革は、現場に混乱と不安をもたらします。財源的見通しのない制度改革には反対です。

東京都児童福祉審議会・専門部会 保育園の最低基準緩和を検討！！

東京都の児童福祉審議会で専門部会が設置され、保育所の設備・運営基準に関する検討がされています。昨年12月21日第1回目の部会では、東京都の保育の状況と待機児童対策について、保育所の設備と運営基準について論議されました。新聞報道によると、部会長の柏女氏は「すべての都民に納得いただけるエビデンス(証拠、根拠)を出さないといけない」と話し、参加委員からは「利用者の視点でいうと広い部屋で保育してもらいたいが、保育所に入れるかどうかが最大の関心事」「都が面積基準を緩和し、待機児の受け入れ枠を増やすと言うメッセージを区市町村に送ることは有効」との意見も出されたとしています。

専門部会は、第2回を1月27日に開催、第3回を3月に行い、中間のまとめ(案)をおこなう予定となっており、短期間で十分な論議がされるのか懸念されます。また、国の地域主権改革推進一括法案が成立していないにもかかわらず、東京都は先取りした形で保育所の面積基準の検討をすすめています。

公的保育・福祉を守る東京実行員会は、この動きに対して緊急に専門部会委員8人宛の要請はがきに取り組むことを提起しました。2月中旬に各単組宛に送付し、2月末までの取組みとなります。

【公的保育・福祉を守る東京実行委員会ニュースより】

現在、東京約1000人、全国約500人。2/5・6自治体保育労働者の全国集会への参加を最後まで強めましょう！

【傘下の組織や保育関係者に配信・配布してください。配信希望者は氏名と所属、「保育闘争委ニュース希望」と明記し、パソコンよりメールでお申し込みを。内容を圧縮した「携帯メールニュース」は携帯からメールでお申し込みを】